

令和 5 年 5 月 24 日

教育記者クラブ各位

岩手県立大学教育支援室

岩手県立大学大学院学生募集要項配付開始のお知らせ

岩手県立大学では、出願手続等を定めた「岩手県立大学大学院学生募集要項」の配付を 5 月 19 日（金）から開始しましたのでお知らせします。

1 配付する学生募集要項

- ・ 令和 6 年度岩手県立大学大学院看護学研究科学生募集要項
- ・ 令和 6 年度岩手県立大学大学院社会福祉学研究科学生募集要項
- ・ 令和 6 年度岩手県立大学大学院総合政策研究科学生募集要項
- ・ 令和 5・6 年度岩手県立大学大学院ソフトウェア情報学研究科学生募集要項

2 学生募集要項の配付方法

本学の入試情報のホームページからファイルをダウンロードしていただきます。
(https://www.iwate-pu.ac.jp/examination/Exam_FormDL.html)

3 その他

選抜概要は別紙のとおりです。

● 本件の問い合わせ先
岩手県立大学 教育支援室入試グループ
TEL : 019-694-2014 FAX: 019-694-2035

令和6年度岩手県立大学大学院入学者選抜の概要

1 募集人員

看護学・社会福祉学・総合政策研究科

(単位：人)

研究科・専攻	課 程	募集人員	
		学内推薦入試	令和6年度第1次募集・第2次募集
看護学研究科 看護学専攻	博士前期課程		10
	博士後期課程		3
社会福祉学研究科 社会福祉学専攻	博士前期課程	4	11
	博士後期課程		3
総合政策研究科 総合政策専攻	博士前期課程		10
	博士後期課程		3
合 計		4	40

ソフトウェア情報学研究科

(単位：人)

研究科・専攻	課 程	募集人員		入学定員
		令和6年度第1次募集	令和5年度10月入学	
ソフトウェア情報学研究科 ソフトウェア情報学専攻	博士前期課程	40	若干名	40
	博士後期課程	10	若干名	10

2 選抜方法

研究科・専攻	課 程	志願者区分	選 抜 方 法
看護学研究科 看護学専攻	博士前期課程	一 般	専門科目・英語・面接
		社 会 人	専門科目・小論文・面接
		外国人留学生	専門科目（日本語）・面接（日本語）
	博士後期課程	一 般	専門科目・英語・面接
		外国人留学生	専門科目（日本語）・面接（日本語）
		外国人留学生	専門科目（日本語）・面接（日本語）
社会福祉学研究科 社会福祉学専攻	博士前期課程	一 般	専門科目・英語・面接
		一 般	面接
		（学内推薦）	
	博士後期課程	社 会 人	専門科目・面接
総合政策研究科 総合政策専攻	博士前期課程	区 分 な し	面接・修士論文とその要旨、あるいは修士論文に準じる業績を示すもの
		一 般	面接・修士論文とその要旨、あるいは修士論文に準じる業績を示すもの
		社 会 人	面接・修士論文とその要旨、あるいは修士論文に準じる業績を示すもの
	博士後期課程	外国人留学生	専門科目・面接
		外国人留学生	専門科目・面接
		外国人留学生	専門科目・面接
ソフトウェア情報学研究科 ソフトウェア情報学専攻	博士前期課程	一 般	専門科目・数学・英語・面接・書類審査
		推 薦	面接・書類審査
		特 別 推 薦	書類審査
		社 会 人	面接・書類審査
		外国人留学生	面接（原則日本語）・書類審査
	博士後期課程	一般・社会人・外国人留学生	面接・書類審査

3 選抜日程

※ 第1次募集の結果により、11月中旬に本学ホームページにおいて第2次募集実施の有無を発表します。

研究科・専攻・課程	出願受付期間	学力検査等日程	合 格 発 表
学内推薦選抜 (社会福祉学研究科)	令和5年6月19日(月) ～6月22日(木)	令和5年7月8日(土)	令和5年7月18日(火)
第1次募集 (ソフトウェア情報学研究科)			
第1次募集 (看護・社会福祉・総合政策の 3研究科)	令和5年8月21日(月) ～8月24日(木)	令和5年9月9日(土)	令和5年9月19日(火)
第2次募集 (全研究科)	令和6年1月17日(水) ～1月19日(金)	令和6年2月18日(日)	令和6年2月27日(火)

4 その他

看護学研究科看護学専攻博士前期課程及び博士後期課程においては、現役の看護職及び養護教諭(社会人)について、大学院設置基準第14条による教育方法の特例を適用することがあります。

特例が適用されると、学生の必要に応じて、夜間(6時限、7時限)、土曜日等の授業の開講や集中講義等を行うので、社会人が在職のまま修学する道が開かれます。

但し、特別措置を希望する者は、事前相談が必要となります。

※ 大学院設置基準第14条(教育方法の特例)

「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」